## 長崎県立大学情報委員会規程

平成 23 年 4 月 1 日 規 程 第 1 6 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 10 号 改正 平成 28 年 3 月 1 日規程第 14 号 改正 平成 30 年 3 月 6 日規程第 32 号

(設置)

- 第1条 長崎県立大学学則(平成20年規則第1号)第14条の規定に基づき、長崎県立大学に情報委員会(以下「委員会」という。)を置く。
  - 一部改正[平成27年規程第10号]

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 学術情報に関する事項
  - (2) 情報システムの管理運営に関する事項
  - (3) 情報システムの更新及び変更に関する事項
  - (4) 情報セキュリティに関する事項
  - (5) ホームページの技術的管理運営に関する事項
  - (6) その他学術情報及び情報システムに関する事項

(意見)

- 第3条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成27年規程第10号]

(組織)

- 第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 各学部から選出された教員 各1人
  - (2) 企画広報課長
  - (3) 総務企画課長
  - (4) 大学事務局学生支援部学生支援課長
  - (5) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者
    - 一部改正[平成 28 年規程第 14 号、平成 30 年規程第 32 号]

(任期)

- 第5条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により第4条第1号の委員から選出する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴く ことができる。

(報告)

- 第10条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。
  - 一部改正[平成27年規程第10号]

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局企画広報課及びシーボルト校事務局総務企画課において行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(旧大学委員会規程の廃止)

2 定款附則第2項に定める長崎県立大学の学術情報委員会規程及び県立長崎シーボルト大学 の情報センター運営委員会規程は廃止する。

附 則(平成27年3月3日規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月1日規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定 する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第1号の規定は適用しない。

附 則(平成30年3月6日規程第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。